

御改格被仰出候條々

紹介者 林 寅 喜

『解説』

平成十二年度の史談会主催による古文書自主講座では、切支丹の禁制をはじめとして逃散・一揆・犯罪防止等の相互監視と、年貢の共同責任を盛り込んだ「御仕置五人組帳」(布告年月は不詳)五十五箇条のうち、その一部を教材として勉強したが、毛利氏が入国して以来二百六十八年の藩政時代に、少なく共四回は布告されたとする五人組帳と紹介した「御改格の条々」など、儉約を厳しく強要した内容の文書は一体何度布告されたか定かでないが、表題の文書が布告された天保十年(一八三九)は、全国至る所で早魃や風水害による飢饉に見舞われ、佐伯地方でも三年(一八三三)から凶作が続いて農作物は減収し、農民は窮乏のどん底から漸く立ち上がるうとし

た時代である。

これに追い打ちをかけるようにして布告されたのが「御改格の條々」であったが、何故選りも選ってこのような窮乏の時代に的を絞ったのか理解に苦しむ。もともと農民にして見れば「これ以上何をどう節約せよと言うのか。」と叫びたかつたろう。一方、別な見方をすれば百姓は搾り取られるばかりで先々の暮らしに望みなど持てない。したがって多少なり共ゆとりが出れば「明日は明日の風が吹く」といった捨て鉢になって刹那の享楽を求め、無駄な浪費をするという風潮が強かったと推測すれば、これを戒めるため先手を打って布告されたと考えられなくもない。それにしても内容は画一的で、これまでの繰り返しに過ぎなかったのでは、という気がしてならない。

以下通達の内容を条項ごと簡略に説明して見たい。

- 一、この度御改革で村浦に対し、左の通り仰せ出された。
- 一、村・浦の大庄屋方は座敷と次の間は備後表にしてもよいが、その外はすべて七島表にすること。これは外の役人達も同じであるからそのように改めよ。
- 一、藩の役人が巡回の際賄いの食事は一汁一菜とし、酒

肴は決して提供してはならない。また、荷送り人夫等も人数を制限して我雑な振る舞いのないようにし、浦方では船送りを取り合つて騒動など起こすな。

一、村・浦の役人達から家中の者へ対し、年末年始その他贈答に類する行為は一切禁ずる。これまで度々通達してきたが守られていない。

一、出稼ぎや心願による神社・仏閣参拝や保養のため出かけることは構わないが、それを口実にして多量に土産物など買い込み、無用の金銀を費やしてはならない。

一、神社・仏閣等改修する際建て広めは禁ずる。また、いかがわしい説法者の住居などは取り壊し、百姓に金銀米銭など要求してはならない。心得違ひした者があればすぐに知らせよ。なお、農地を潰して家を建てることは勿論、日照を妨げる家も山鼻など関係のない所へ順次移転すること、その際には役所へ届け出て指図を受けよ。

一、神事や祭礼など行う場合はその氏子だけに、些かなりとも派手な振る舞いをしてはいけない。

一、村・浦の大庄屋・小庄屋でも晒や帷子・貫物・太織の類はいけない。百姓は青染紋付きならよいが女子供に目立つ染め色模様や、形付きなどもいけない。

また、男女共帯・腰帯に太織は一切いけない。このことはこれまで再三通達してきたが心得違ひをしている者が多い。今後は厳しく取り締る。なお、献金によつて許しを得た者はこれまで通りでよい。

一、村・浦の役人・医者・神官・山伏等で傘は許された者以外さしてはならない。但し女の場合は特別で認めるが日傘はいけない。また、村役人であっても木綿合羽の着用は禁ずる。但し総庄屋方の小使と、村・浦の皆合は帳面など持ち歩くので特に認める。なお、献金によつて許された者はこの限りでない。

一、百姓が家を建てる場合大きな家や贅沢な普請をしてはならない。造作も板天井・襖等は勿論不用であるが、既設の分は認める。但し改造・修繕の際には取り外して戸襖に取り替え、間違ひないか役人達から検査して貰い、新築の場合違反した家は取り崩して建てさせるな。

一、これまで御定軒別の通り、戸主・長男・孫の順に家

督を継ぎ、外の者は決して妻帯してはならない。もし納屋や小屋に鍋・釜を持ち込んで分家した者があつた場合はその本家共々領内から追放し、村役人まで罰するから心得違ひせぬよう注意せよ。

(註) 当時農家の二・三男は大地主の子以外養子に行くか、他家の家株を買うかして分家するより方法はなかつた。理由は農家の細分化を防ぐためであつたという。

一、女子供の櫛・簪・笄かんざし こうがいにべつ甲・銀・水牛・蒔絵など、また、目立つ髪飾りや金銀色の尺長たけながなど用いてはいけない。並みの塗り櫛や簪・笄にすること。なお子供でも髪飾りや襟・袖口等に絹布まねぶを用いてはならない。これは履物や雪駄の鼻緒も同じとし、裏付草履なども一切いけない。違反者はきつく罰する。婚礼は重立つた者だけにして金銀を浪費しないようにし、大酒を飲んで不粹ぶすいにならないよう心掛け、嫁入りの道中における石打ちや水祝みづいひなどの習慣は、これまで通り禁ずるから心得違ひのないように注意せよ。

一、葬式の場合も分限に合わせて手軽く取計らい、作膳

も簡略にすること。なお、少しばかり家の暮らし向きが良いからといって、身分もわきまえず他宗の僧まで呼んで葬式をするなど心得違ひも甚だしい。分かり次第きつく罰する。

一、村・浦の紺屋ごうや共へ申し伝える。これまでも禁止してきた目立つ染色や、手の混んだ形付けなどすべて高値になるので注文されても決して受け合わず、他領から申し込まれてもみだりに染出しなどするな。違反者はきつと処罰するから心得よ。

一、浦方の者は上方や瀬戸内と直接取り引きが出来るのでそのことをよく考えて、驕おごることなく質素を旨と心得ること。在方と違ひこれまで萬事ゆるやかに申し付けていたが、最近乱れが目立つのでこれからは吟味の役人を差し回し厳しく取り締る。

以上これまでも度々法度はつど申し付け争われて来たが、日時が経つにつれて忘れ去られ乱れて来たかに聞こえるので、この度改めて御改革が仰出された次第である。言うまでもなく民百姓の繁栄を考えての思し召しであるから、その意を体してこれを守り、もし不心得な者があれ

天保十三年

御改格 浦東條

正月吉辰日

二浦東

之

一、此度御改格有浦東左通表 俵有

一、在浦大庄屋御座鋪次之間備後表 其外都而七嶋
表可有之 小役人たりとも御停止之事

一、所用有浦東左浦相舟出表 俵有
其下有合ハ一汁一菜可相贈 酒肴差出馳走ケ間鋪
儀堅無用 荷送り人夫等成丈人数少し可相弁候事

附廻在之節休泊贈之外 立よ里の場所二おい天
馳走差出し申間鋪 尤廻し人夫共我雜之振ま
無之様 且浦方二而船押送り前後を争ひ 争
論ふてき儀儀無之様 急度相喧可申候事

ば所の村役人共々罰するであらう。

よつて吟味方の役人を差し回すから、その旨とくと心得て質素にして驕らず、農業の作間稼ぎなど怠らず精を出し、年貢諸上納から夫役まで遅滞なく勤めるように心掛けよ。

天保十三年

御改格被仰出候條々

正月吉辰日

高松 浦

覚

一、此度御改格二付 在浦江左之通被仰出候

一、在浦大庄屋御座鋪次之間備後表 其外都而七嶋
表可有之 小役人たりとも御停止之事

一、御用二付御役人在浦廻り候節 兼而被仰付置候通

其所有合ヲ以一汁一菜可相贈 酒肴差出馳走ケ間鋪
儀堅無用 荷送り人夫等成丈人数少し可相弁候事

附廻在之節休泊贈之外 立よ里の場所二おい天

馳走差出し申間鋪 尤廻し人夫共我雜之振ま

無之様 且浦方二而船押送り前後を争ひ 争

論ふてき儀儀無之様 急度相喧可申候事

一 在浦役人共より家中未々迄 年始中元暑寒歳暮
 其外吉凶之節音信贈答之儀 無用之旨御改法
 度々申渡置候處 兎角緩ミ加ち二而不相濟事丹て
 依之向後者 聊之品毛相贈候儀 堅御停止被仰付
 候間 可得其意候事

一 在浦之者共願之上為渡世他所稼い多し 或八無據心
 願二付參宮 所々巡拜又者ほよふため致湯治
 候儀者不苦候得共 右丹かこ付なぐさめのため他
 參い多し 土産物杯と唱無用之品相調 金銀責し
 候儀 堅御停止被仰付候事

一 神社佛閣堂塔修復之節 建弘メ候儀兼而御停
 止之事候得共 猶又聊心得違無之候様 急度可相
 心得候 小屋仕立自庵唱道之者 差置候有之二付
 早速取崩し申付候 弥手堅相心得可申 且出家
 社人共より相対を以百姓共江 金銀米錢為差出せ候儀
 堅無用二候 御役人免状無之候て差出し申間鋪候 若

(1)唱道 先立つて唱える・言い広める

心儀送玉にせし事小敷御用ひ御役所江

のりて言ひ申上

御役所江御取切御事は是迄取御役所江
之者少敷御事又御心之通て御取切御事
御役所江の御取切御事

御事之儀是迄玉来の御取切御事は是迄
御取切御事其御取切御事御取切御事は是迄
御取切御事

在浦大庄屋庄屋共 晒帷子貫物太織之類堅無用

百姓共儀盤青染紋附可相用 女子供二至り迄都而目立候

染色模様形付と毛堅相無用 男女共帯腰帶た里

とも太織類一切無用之旨 追々急度申渡しお記候處

心得違ひ多し候毛の共茂有之哉二相聞 不埒之至二候向後

御法度相狼し候毛の有之候ハバ 嚴敷之御答可被仰付

尚又聞置 尤獻納二付御免之毛のハ是迄之通可相心得事

在浦役人醫社人山伏并 傘御免之毛の之外 差

心得違有之候ハバ 在所名前等承り届け 御役所江
早々可申出候事

附田畑丹屋鋪取一切無用 是迄田地二取障り候居宅

之分者 山鼻無差支所ヲ見立追々可引移候 尤其節

御役所江相断 可請指図事

一、神事之儀是迄有来候通 猥々間鋪儀無之様 祭座

相當テ候節者其氏子限り相集メ 聊責成候義無之様

可相心得候事

一、在浦大庄屋庄屋共 晒帷子貫物太織之類堅無用

百姓共儀盤青染紋附可相用 女子供二至り迄都而目立候

染色模様形付と毛堅相無用 男女共帯腰帶た里

とも太織類一切無用之旨 追々急度申渡しお記候處

心得違ひ多し候毛の共茂有之哉二相聞 不埒之至二候向後

御法度相狼し候毛の有之候ハバ 嚴敷之御答可被仰付

尚又聞置 尤獻納二付御免之毛のハ是迄之通可相心得事

在浦役人醫社人山伏并 傘御免之毛の之外 差

- (1) 帷子 絹や麻布で仕立てたひとえ物 裏地をつけないもの
- (2) 貫物 古着古布団の綿で織った布地
- (3) 太織 太糸・玉糸またはのし糸で平織りにした厚地の絹織物

惣、右用左頭女を之為接引係女とせしむるは、
右用左頭女、小御所御未、生南波人たること
此法用年

御未、左頭女、使生南波、浦能初、木持、右頭女
并、ミ傘、ハ、可為格別、尤、献納、二、付、御免、んの、毛、の
子、も、是、迄、通、る、と、思、得、事、

一、右頭左頭女、御未、左頭、意、相、守、金、成
重、法、度、文、任、右、頭、女、子、任、三、を、送、板、板、井、棟、小
此、法、用、年、是、迄、通、る、事、未、小、者、其、後、ハ、一、を、取、後、
并、ミ、傘、ハ、一、取、取、釋、板、板、二、取、取、後、ハ、後、家、元、ハ、少、り、
成、就、之、上、村、役、人、右、の、役、人、を、致、見、分、候、上、法、度、耳、
送、小、渡、置、候、事、一、上、取、取、の、為、建、中、小、御、所、御、未、
一、右、頭、左、頭、女、は、是、外、別、儀、申、上、事、也、と、思、得、事、并、
中、後、左、頭、女、之、相、領、御、所、御、未、其、妻、帯、為、致、候、儀、
変、更、相、成、候、上、右、御、所、御、未、右、御、所、御、未、納、合、候、儀、
竈、之、の、竈、を、分、け、候、事、の、有、之、者、家、主、の、毛、の、ハ、不、及、申、
家、内、不、残、御、領、内、住、居、御、構、村、除、帳、被、仰、付、候、事、

加さ相用間鋪尤女盤可為格別 併女たりとも日加さ
相用候儀不相成候 木綿合羽等ハ在浦役人たりと毛
堅無用之事

附惣庄屋所小使在浦皆合 諸帳面等持廻り候事故

并ミ傘ハ可為格別 尤献納二付御免んの毛の

ども是迫之通 可相心得候事

一、百姓共家作之儀兼而被仰付候通 急度相守大造成

普請決而仕間鋪 随分手輕二可令造作 板天井襖等

堅無用 尤是迫有来候分者其儘二以多し置 修覆之

節二至り可取放 襖者板戸二可取替以後家作い多し候ハバ

成就之上村役人江相断役人ト毛致見分候上 御法度耳

違ひ候次第茂有之者 取崩し為建申間鋪候事

在浦百姓ども御定軒別之儀 弥手堅相心得可申 兼而

申渡置候通 家主惣領孫正統之外妻帯為致候儀

決而不相成候 向後右御法度相背候哉 或ハ納屋小屋^与

竈なべ竈を分け候毛の有之者 家主の毛のハ不及申

家内不残御領内住居御構 村除帳被仰付 其

(1)皆合一 大庄屋の下で事務処理をした人・書記

不波合ふふ吟味を待たず 御月小石御禮送法
に親着高御法度相守可申事

一 在浦ともいふからんども 敬家御禮水中

御後來自言敬家とて 皇母迄長長御禮止

なみのぬ里くし 申家御禮水のみ御禮止

たすけ相肉の巻 小女たつとて 敬家御禮衣

に 敬家御禮水も 御禮止 御禮水も 御禮止

御女をさすとも 敬家御禮水も 御禮止

御禮水も 御禮止 御禮水も 御禮止

一 在浦ともいふ 敬家御禮水も 御禮止

御女をさすとも 敬家御禮水も 御禮止

御禮水も 御禮止 御禮水も 御禮止

御禮水も 御禮止 御禮水も 御禮止

御禮水も 御禮止 御禮水も 御禮止

御禮水も 御禮止 御禮水も 御禮止

御禮水も 御禮止 御禮水も 御禮止

御禮水も 御禮止 御禮水も 御禮止

御禮水も 御禮止 御禮水も 御禮止

御禮水も 御禮止 御禮水も 御禮止

所役人ども不吟味之御咎可被仰付候間 心得違無
之様厳重御法度相守可申事

一、在浦之毛の共 くし加う加以加ん左し 鼈甲銀水牛

蒔絵 井目立髪加左り 金銀色 尺長 弥御停止

なみのぬ里くし加ふ加以髪差 真鎮角鯨 白

たけなが相用ゆ遍し 小女たりと毛髪飾 衣

類之禁袖口等 絹き連相用ひ候儀 嚴鋪御停止之事

附女者き毛のとも皮緒 雪駄は格別小児たりと毛

絹緒 裏付草履 堅無用之旨 急度申渡置候如

近來在浦とも心得違有之次第 家主始役人ども

急度咎可申付事

一、在浦之毛ども婚禮儀之節 又ハ重立祝儀弘メ等

以堂し候ハバ 親類之外不相招 鉞々分限より手輕取斗

聊大キ物入ケ間 鋪儀無之 大酒致不及粹 狂候様相た志

み可申事

附婚禮之節 石打水 祝等之儀ハ御停止候間 猶又心得

違ひ無之様 相守可申事

(1)尺(丈)長 和紙をたたんで元結いの上につけて飾りにしたるもの

(2)角鯨 髪飾りの一種と考えられるが詳細不明

(3)石打 婚禮の夜その家に小石を投げ込んだ風習 石祝い

一、在浦之毛の共葬式之節大勢不相集 分限より手輕二取斗 無益之責無之様 且佛事作膳之^いと^なみも右二可準候事

附村浦ニお為天身上相應之毛の 自身手廻り候ニ任せ葬式等の節 他家之僧徒迫大勢相招キ取置 佛事等以多し候毛の有之哉丹相聞 甚鋪心得違一統之風俗を乱し相濟ざる事二付 向後右鉢之儀於有之ハ急度御答可被仰付候事

一、在浦細屋共心得之儀 在浦之者共御停止之目立候染色或ハ手込候形付都而高値ニ相成 注文頼来候とも決而受合申間鋪 假合他領より頼来候段申越とも 猥ニ染出し候儀者不相成候 此儀於相背者急度御答可被仰付事 浦方之儀者上方瀬戸内旅人出會 專取引致候事

一、在浦之毛の共葬式之節大勢不相集 分限より手輕二取斗 無益之責無之様 且佛事作膳之^いと^なみも右二可準候事

附村浦ニお為天身上相應之毛の 自身手廻り候ニ任せ葬式等の節 他家之僧徒迫大勢相招キ取置 佛事等以多し候毛の有之哉丹相聞 甚鋪心得違一統之風俗を乱し相濟ざる事二付 向後右鉢之儀於有之ハ急度御答可被仰付候事

一、在浦細屋共心得之儀 在浦之者共御停止之目立候染色或ハ手込候形付都而高値ニ相成 注文頼来候とも決而受合申間鋪 假合他領より頼来候段申越とも 猥ニ染出し候儀者不相成候 此儀於相背者急度御答可被仰付事 浦方之儀者上方瀬戸内旅人出會 專取引致候事

故 在方与違ひ候次第可有之候得共 諸事前条之趣を以聊奢りケ間鋪儀無之様質素ニ可相心得 在方与違萬事ゆるや加丹被仰付候杯与相心得候而 御法度相猥し候者ニハ当人者不及申役人共迫可為越度 猶追々

吟味之者差廻し候間 兼而左様相心得可罷有候
 右者は追々御法度筋被仰出候處 争論
 候得者自然者猥々間鋪事茂有之哉丹相間候 依
 之尚此節御改書面之通被仰出候 全下方御救
 家族養育基 厚御趣意二候間 奉得其意末々
 追不洩様手堅申渡 御法度之趣可相守 此後万一心得違
 の毛の於有之者 當人ハ勿論所役人共追御答メ被
 仰付遍具候 不及申所役人共追可為越度 猶追々
 吟味方之者差廻り候間 兼而左様相心得可罷有候事
 可懸吟味候 然者銘々暮し方随分質素ニ少茂津以へ
 ケ間鋪儀無之様 農業作間之稼無油断精ヲ出し 御
 年貢諸上納夫役等 無遲滞可相勤候 以上
 天保九戌年十二月被仰出翌十亥年正月写取申候

天保九戌年十二月 河野松男 謹言

この古文書は平成九年四月、会員の河野松男さんから
 頂いたものです。